

令和 8 年度

市 営 小 網 第 1 団 地 給 水 設 備 改 修 工 事

図面番号	図 面 名 称	縮 尺
P-00	表紙・図面リスト	――
P-01	特記仕様書（１）	――
P-02	特記仕様書（２）	――
P-03	配置図・案内図・凡例	1:200, N. S.
P-04	系統図	N. S.
P-05	配管平面図 【改修前】	1:100
P-06	配管平面図 【改修後】	1:100
P-07	受水槽廻り・ポンプ室 配管詳細図・機器表・柵表	1:50
E-01	配置平面電気設備図	1:100, N. S.
E-02	受水槽廻り・ポンプ室 電気設備平面詳細図・結線図	1:50, N. S.

原図サイズ：A 3 版

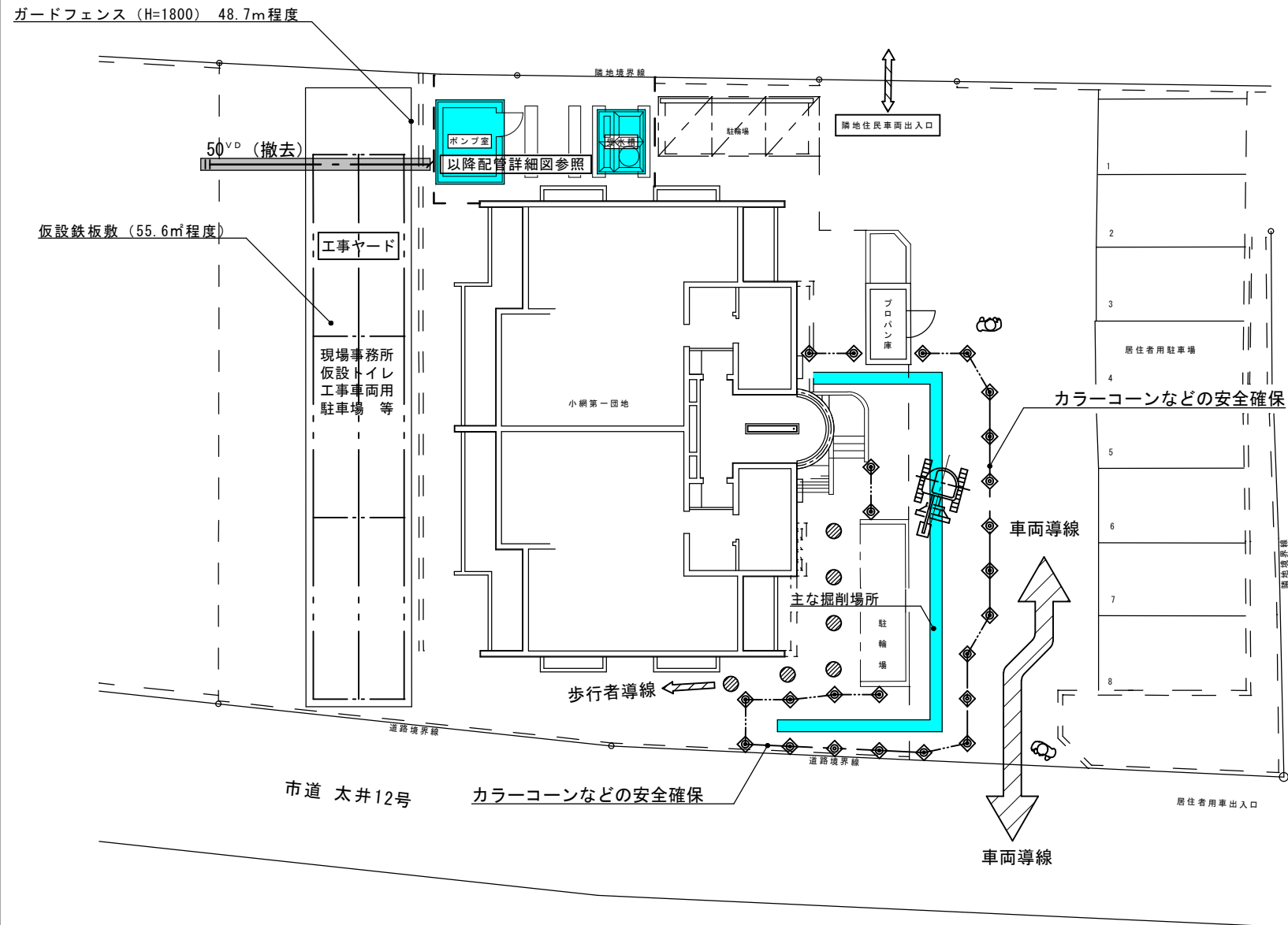
特 記 事 項		特 記 事 項		特 記 事 項		特 記 事 項	
第2編 共通工事／第2章 配管工事		第2編 共通工事／第3章 保温塗装及び防錆工事		第3編 空気調和設備工事		第5編 給排水衛生設備工事	
(2.2.9.2)	・合成ゴム製 鋼製フランジ付きで、補強材を挿入した合成ゴム製とし、十分な可とう性、対候性、耐熱性及び耐圧強度を有するもので、その全長は次による。 呼び径40以下は300mm以上とする。 呼び径50以上80以下は500mm以上とする。 呼び径100以上は700mm以上とする。	1. 保温工事 (3.1.1)	別表1によるほか標準仕様書による	(1.14.3.5)	3. 配管設備工事 (2.4.1)	3. 給湯設備工事	1 湯沸器、ガスコンロ等の据付は市火災予防条例等に定めるところにより安全堅固に据え付ける。 2 給湯管をブロック壁内に埋込む場合は、被覆銅管等を使用してもよい。 3 貯湯式湯沸器のオーバーフロー兼用排水管はクロームメッキ管又は、被覆銅管等にて流しに導くこと。 屋外排水管は、放流樹から最上流樹までを、一定勾配で布設し、管の接合方法は管頂接合とする。但し、監督員の指示により、平坦地で勾配がとれない場合は管底接合に、地表勾配が急な場合は段差接合にすることができる。（下水道管理者と事前打ち合わせを行うこと。）
(2.2.27)	3 スリーブ (1)スリーブ径は、原則として管の管径（保温されているものにあっては保温厚さを含む）より40mm程度大きなものとする。 (2)スリーブは、下記の表によるものとする。 (a)地中部分等水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とし、地中部分で水密を要しない部分のスリーブは塩化ビニル管（VU）とする。 (b)柱及び梁以外の個所で、開口補強が不要であり、かつスリーブ径が200mm以下の部分は、紙製型枠としてもよい。紙製型枠を用いる場合は、変形防止の処置を講じ、かつ、配管施工前に型枠を必ず取り除く。	2. 土工事 (4.2.1)	下記によるほか標準仕様書による。 一般工事 (1) 埋め戻し及び盛土 埋め戻し材 発生土 再生コンクリート砂 ・ 根切り土の中の良質土（一層仕上げ30cmごと） ・ （一層仕上げ cmごと） (2)残土処分 ・ 場内敷き均し 指定処分（現場説明書(3～(5))による）				
		3. 地業工事 (4.3.1)	下記によるほか標準仕様書による。 一般事項 砕石地業 ・ 切込砕石 0～40mm 再生砕石 0～40mm ・ 割栗石 0～150mm	(2.4.6)	3 冷媒管の保護管は端部にキャップをし、異物水分等が入り込まないようにし、配管完了後は真空脱気し、管内水分を蒸発させること。 4 ポンプサクシオン管は、ポンプ口径と接続管径が異なる場合は偏芯継手を使用する。 5 冷媒管を化粧ダクトに収める場合は、配管固定サドル等にて1m以下の間隔で支持すること。 6 冷媒を除く配管の耐圧試験圧力値及び保持時間は、標準仕様書による。試験結果はチャート表、又は写真（圧力値及び保持時間がわかるもの）を監督員に提出する。 7 冷媒配管の気密試験は窒素ガスにて行う。（24時間放置） 8 配管の支持金物はメーカー既製品を使用する場合は、許容荷重を確認し、監督員の承諾を得ること。	6. 循環ろ過設備工事	機器類及び、配管設備工事に関する事項は、第5編、2.給水設備工事の項による。
		4. コンクリート工事 (4.4.1)	下記によるほか標準仕様書による。 一般事項 (1)コンクリート ・ J I S表示許可工場で製造されたコンクリート ・ J I S表示許可工場以外で製造されたコンクリート ・ 現場練りコンクリート (a)強度指定 ・ 捨てコンクリート Fc=18N/mm2 ・ 構造物以外 Fc=18N/mm2 ・ 構造物 Fc=21N/mm2 構造体強度補正・有（・3N/mm2・6N/mm2）・無 (b)品質の確認 ・ 調合書 納品伝票 (c)強度の確認 ・ 行う（・テストピース ・シュミットハンマー） ・ 行わない (2)鉄筋 規格品を使用すること	第4編 自動制御設備工事		第6編 ガス設備工事	
		5. 左官工事 (4.5.1)	標準仕様書による。 機器類のコンクリート基礎面は、下記にて仕上げる。 ・ 金ゴテ直押え ・その他（ ）	1. 自動制御設備工事 (1.5.1)	1 制御機器の型番は便宜上、メーカー参考型番とする。 2 合成樹脂製可とう電線管はPF管とする。	1. ガス設備 (1.1.1)	1 都市ガス設備は、「ガス事業法」、同法施行令、同法施行規則、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」、同告示及びガス事業者の規定するガス供給規定による。 2 液化石油ガス設備は「高圧ガス保安法」、同法施行令、同法液化石油ガス保安規則及び同規則関係基準、同法容器保安規則及び同規則関係基準、並びに「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、同法施行令、同法施行規則及び同規則関係基準による。 3 プロパンガスは別途とする。（但し、試験用ガスは本工事） 4 下記の表示板を付けること。（1枚看板でも可） (1)火気厳禁 (2)立入禁止 (3)LPガス容器置場 (4)連絡先 5 500kg以上を貯蔵する供給設備は液石法（高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確認及び取り引きの適正化に関する法律）に定めるところにより神奈川県知事に届け出ること。300kg以上を貯蔵する供給する供給設備は消防法に定めるところにより消防署長に届け出ること。
3. 計器その他 (2.3.1)		下記によるほか標準仕様書による。 圧力計及び連成計は、JIS B 7505-1「アナロイド型圧力計―第1部：ブルドン管圧力計」によるものとし、コック付きとするほか、次による。 (7) 蒸気用は、サイホン管付きとする。 (4) 水用で凍結防止が必要な場合のコックは、水抜き可能形とする。 (9) 目盛には使用圧力を示す赤針（設置針）を付け、最高目盛は使用圧力の1.5～3倍、連成計の真空側目盛は0.1MPa とする。 (2) 目盛板の外径は100mm以上とする。		第5編 給排水衛生設備工事		(3.1.3.6)	6 ガス漏れ対策 (1)ガス漏れ警報設備 ・ 集中監視システム（ ・ 本工事 ・ 別途工事又は支給品） ・ 戸外ブザー（ ・ 本工事 ・ 別途工事又は支給品） ・ 個別警報器（ ・ 本工事 ・ 別途工事又は支給品）
4. 勾配・吊り及び支持 (2.6.1～2)		下記によるほか標準仕様書による。 吊り及び支持 PS内立て管の支持は、標準仕様書（表2.2.21立て管の固定(床)及び振れ止め箇所）の他に、原則として、床バンドにて支持する。		1. 衛生器具設備工事 (2.1.2～4)	1 衛生器具の詳細は器具表による 2 洗面器と壁及び床とのすき間のシリコンシーリングは不要とする。但し現場の状況により監督員の指示した場合を除く。 3 便器と排水管の接続にはゴム製の継手を使用してもよい。 ※耐火カバーを使用する際は国土交通大臣認定工法とする。 4 再使用する衛生器具は原則、取外し前後で洗浄及び消毒を行う。	(3.1.3.5)	(2)ガス漏れ遮断装置 ・ マイコンメーター（ ・ 本工事 ・ 別途工事又は支給品） ・ 緊急遮断弁（ ・ 本工事 ・ 別途工事又は支給品）
5. 埋設配管 (2.7.1～3)		下記によるほか標準仕様書による。 一般事項 (1)屋外埋設管は、屋外排水管を除き分岐及び曲り部（図示表示箇所）には地中埋設標を設置する。尚、地中埋設標と管との接続はしない。使用区分は、舗装部分にあってはコンクリート製又は鉄製とし、その他の部分はコンクリート製とする。但し、都市ガス配管についてはガス供給会社標準品とすることが出来る。 (2)埋設標示テープ（排水管は除く）等を埋設する。 (3)コンクリート管以外の管を地中埋設とする場合は、管および被膜樹脂に損傷を与えないよう再生コンクリート砂で管の周囲（管の上下各100mm）を埋戻しする (4)屋外排水管の埋設部は、呼び径300以下の場合根切り底を100mm程度、呼び径300を超える場合は根切り底を150mm程度深く根切り、再生コンクリート砂をやりかたにならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く敷設する。		第3編 空気調和設備工事			
		1. 機器設備工事	1 機器類の型番は、便宜上参考型番とする。また、特記を除き、メーカー標準品とする。 2 天井埋込換気扇は、2点以上の支持をとること。 3 天吊屋内機器の支持は、原則、吊用ボルトを使用し振れ止め施工を行う。また、これら以外はアングル等の支持とする。ただし、吊りボルト長さが25cm以内の場合は振れ止めは不要とする。 4 機器固定はダブルナットとする。	第5編 給排水衛生設備工事			
		2. ダクト設備工事 (1.14.3.1)	1 原則として、長方形ダクトの板厚、接合用材料及び補強等は、標準仕様書による。また、接合工法は下記による。 コナｰボｰルト工法（・ 共板ﾌﾗﾝｼﾞ工法 ・ｽﾗｲﾄﾞ ｳｯﾌﾟﾗﾝｼﾞ工法） 但し、長辺が1,500mmを超える又は厨房排気ダクトはアングルフランジ工法とする。	第5編 給排水衛生設備工事			
		(1.14.12)	2 キャンバス継手はアルミ箔付き繊維系クロス二重製とし、内部にピアノ線を挿入したものである。	第5編 給排水衛生設備工事			
		(1.14.6)	3 空気調和機、サブライチャンパー、レタンチャンパーには、点検口を設ける。尚、点検口の扉は、サブライ側は内開きとし、レタン側は外開きとする。	第5編 給排水衛生設備工事			
		(2.2.5.5)	4 風量測定口及び温度計取付け穴の位置は監督員との協議による。 個数は標準仕様書による。	第5編 給排水衛生設備工事			
		(表3.2.6)	5 内貼を施すチャンパーは以下による。尚、表示寸法は外寸とする。 ・ メーカー標準 現場製作品	第5編 給排水衛生設備工事			
		(2.2.5.3)	6 フレキシブルダクトは、吹出口及び吸込口ボックスの接続用として、1.5m以下で使用してもよい。また、不燃材料で可とう性、耐圧強度及び耐食性を有し、有効断面を損なわないものとする。 また空気調和設備用の場合は、断熱材付きのものとする。	第5編 給排水衛生設備工事			
		(1.15.8)(1.15.10)	7 防煙及びピストンダンパーの復帰方法は遮隔復帰式（電気式）とする。	第5編 給排水衛生設備工事			
		(1.15.13)(1.15.14)	8 定風量及び変風量ユニットは、以下とする。	第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			
				第5編 給排水衛生設備工事			

[工事概要]

- 受水槽方式から直結給水方式への変更に伴う給水設備改修工事 一式

- ① PS内最上階の自動エア抜き弁を吸排気弁に取替
- ② 敷地内駐車場のアスファルトカッター入れ
- ③ アスファルト舗装の撤去 ⇒ 掘削及び新設配管の布設
- ④ 既設配管の切断及び新設配管への切替 ⇒ アスファルト舗装の復旧
- ⑤ 電極棒等の水位管理関係の配線類の撤去
- ⑥ 加圧給水ユニット^{ボンプ}の配線類の撤去
- ⑦ 受水槽及び加圧給水ユニット^{ボンプ}の撤去

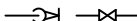
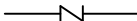
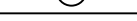
※ 断水を伴う工事の時は極力短時間なるように作業を計画すること。
また、断水して作業する場合はあらかじめ各住戸への周知を行うこと。



注記)

- ・配管工事に伴う掘削作業時には、
カラークォンなどで歩行者導線や車両導線の確保を行うこと。
- ・安全確保のための誘導員（2名程度）を配置するなど
歩行者や車両の敷地内外の出入り時への配慮を行うこと。



凡 例				
図 示 記 号	名 称	材 質 及 び 仕 様	備 考	適 用 場 所
	給水管	SGP-VB : 水道用 硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA-K-116	一般配管【既存】
		SGP-VD : 水道用 硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA-K-116	埋設管【既存】
				共用系統の
				切替部分【新設】
		PE : 水道配水用ホリエチレン管	JWWA-K-144	埋設管【新設】
	仕切弁	GV : ゲート弁・PS内 : メーターハーフ		
	逆止弁	専用止水栓下流側 : 複式・PS内 : 単式		
	防振継手	FJ : 合成ゴム製		
	フレキシブルジョイント	FJ : ハローズ形 (SUS製)		
	ホールタップ	BT20		
	水撃防止器	M-200		
	水栓	キ一式横水栓		
	地中埋設標	鋳		
	仕切弁	ハーフホックス共		
	自動エア抜き弁			
	吸排気弁			



SAGAMIHARA

相模原市



工事名称

市営小網第1団地給水設備改修工事

縮尺

N. S., 1:200

設計年月日

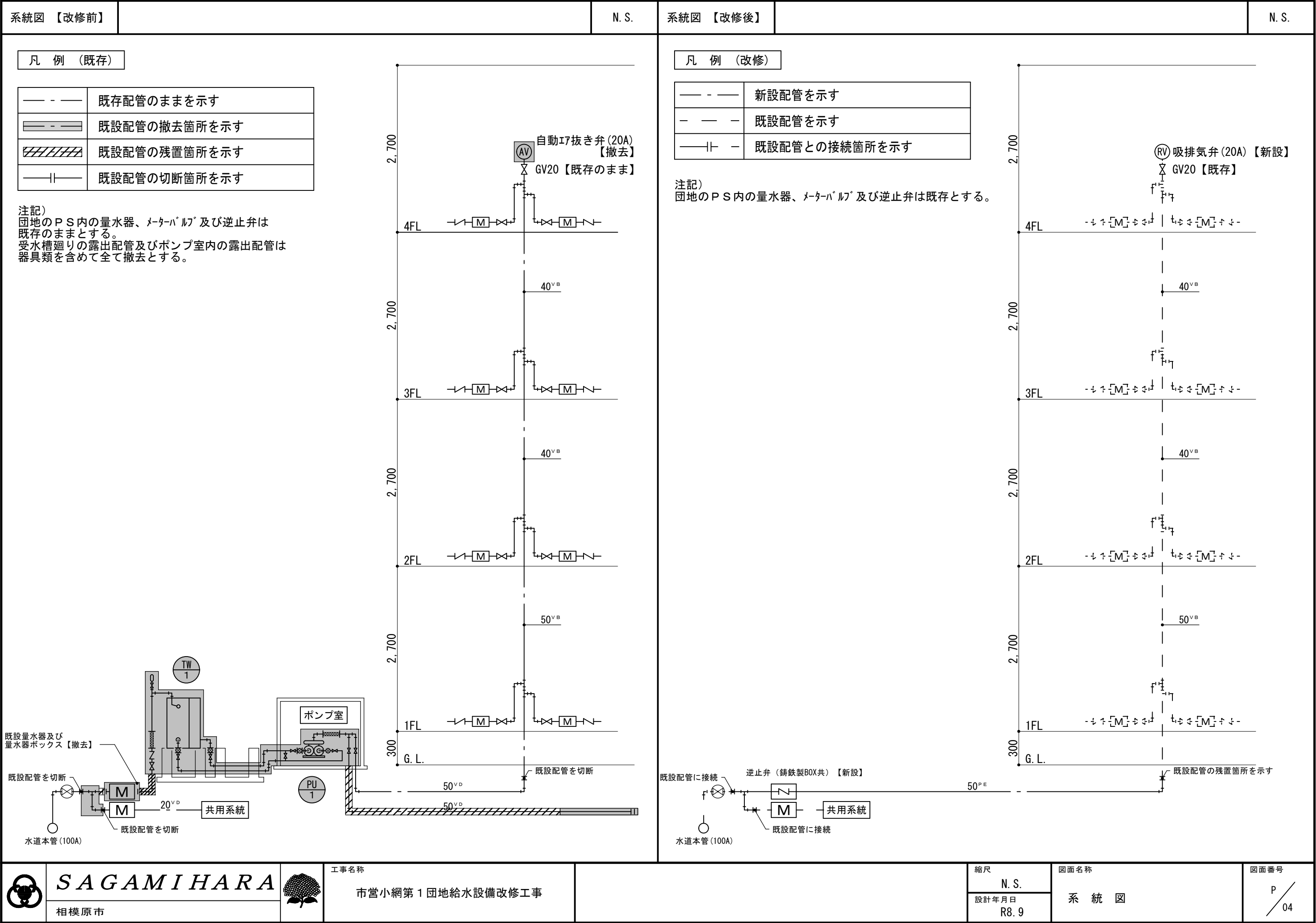
R8. 9

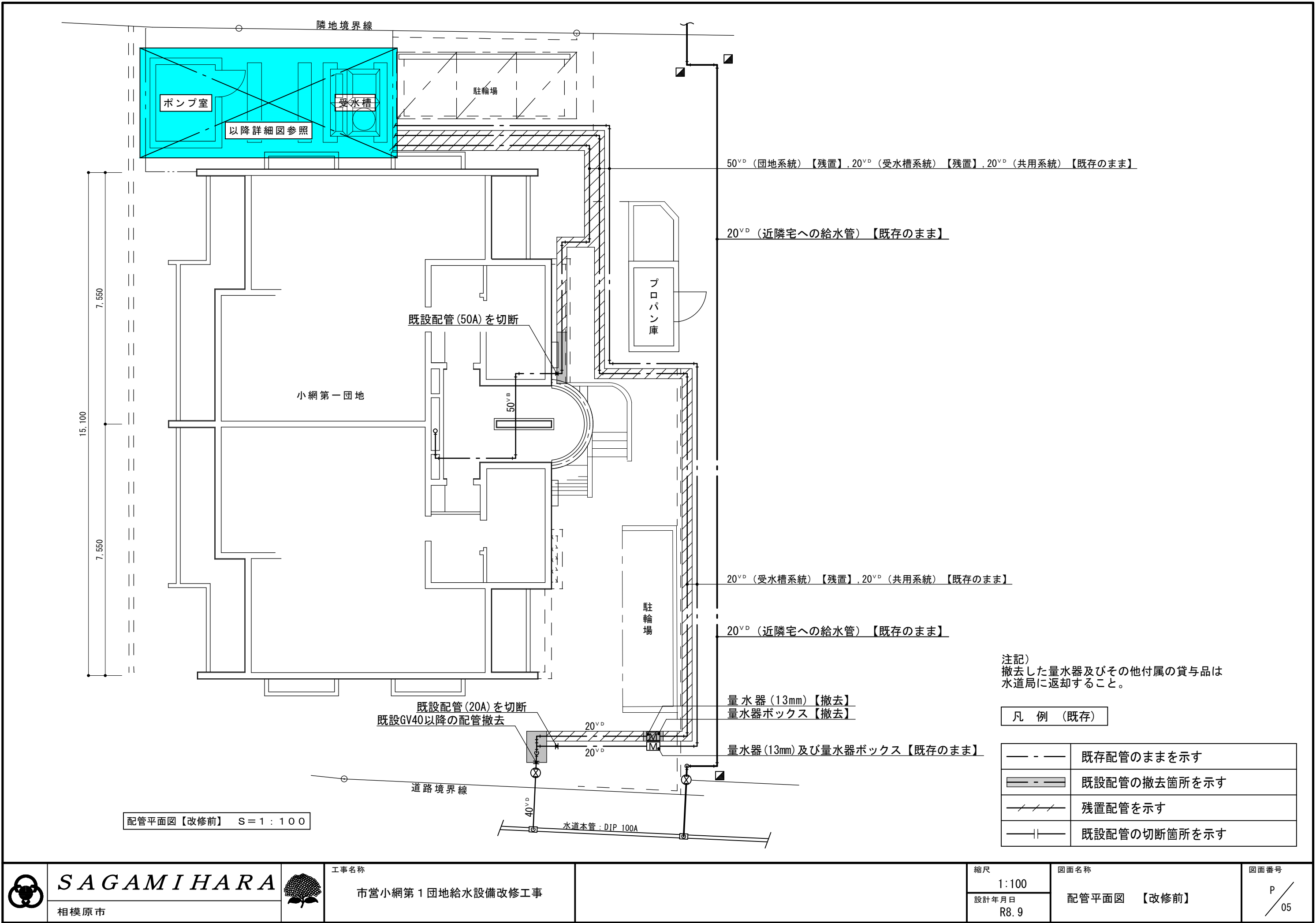
図面名称

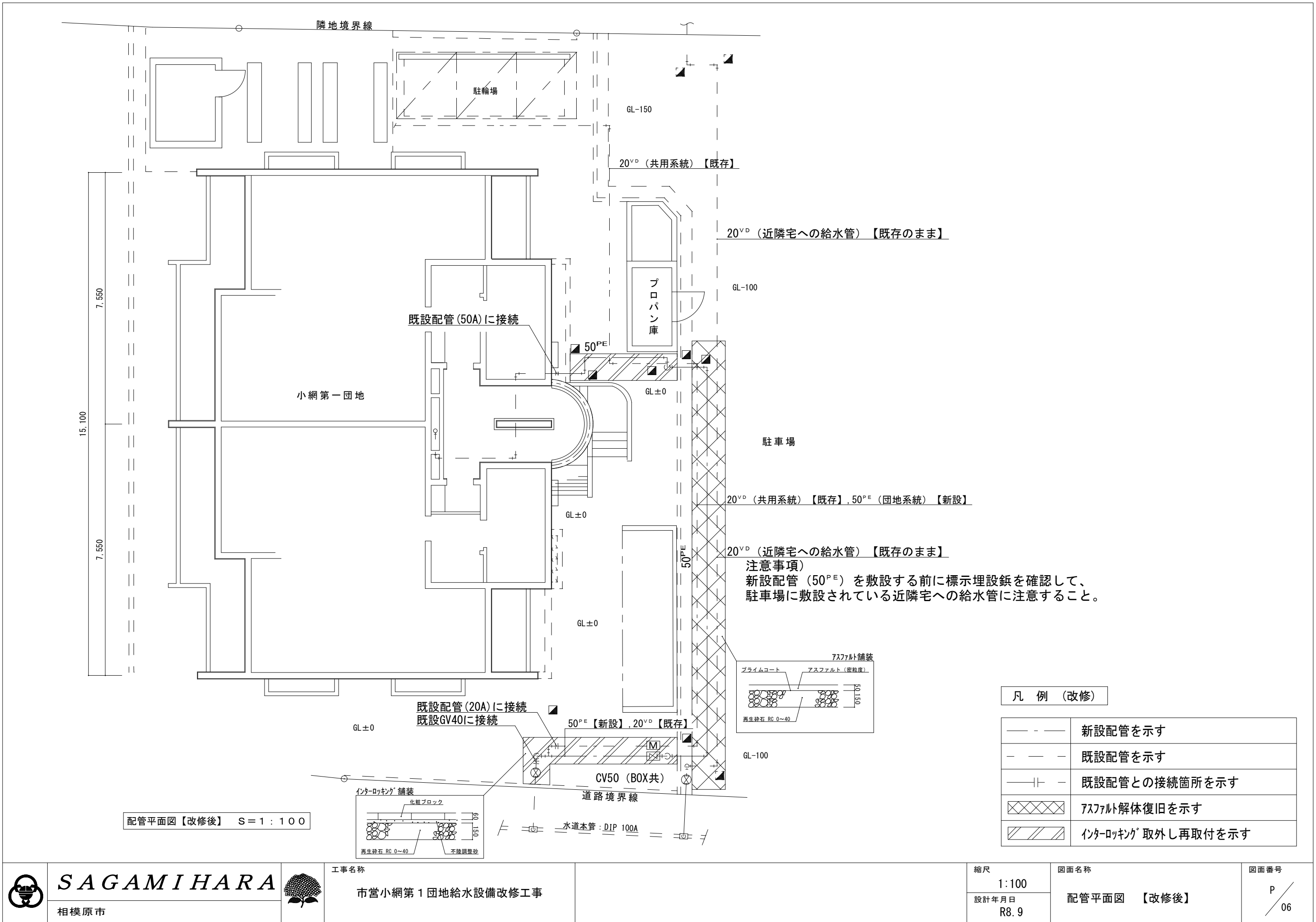
配置図・案内図・凡例

図面番号

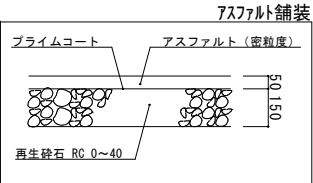
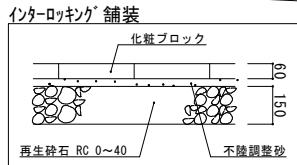
03





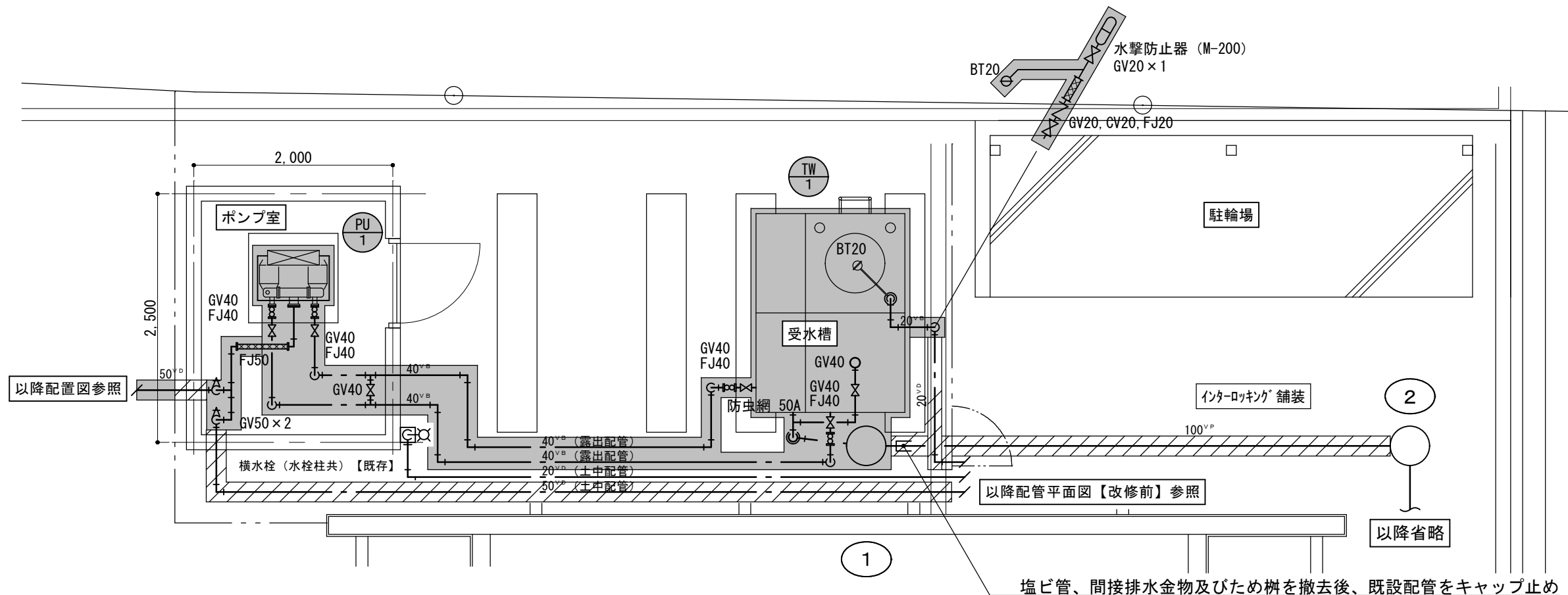


配管平面図【改修後】 S = 1 : 1 0 0



凡 例 (改修)

— — —	新設配管を示す
- - -	既設配管を示す
— —	既設配管との接続箇所を示す
XXXXX	アスファルト解体復旧を示す
XXXXX	インターロッキング 取外し再取付を示す



機器表 (撤去)

記号	名称	仕様	台数	備考
	受水槽	FRP製複合板パネルタンク 有効容量：4.65m ³ 外形寸法：1.5×2.0×2.0H 水平設計用震度：KH=1.0 付属品：鉄骨平架台 コンクリート基礎：【既存のまま】	1基	(株)佐山製作所 ダイセット NDS型 参考重量 水槽：495kg 架台：145kg
	加圧給水ユニット ^{ポンプ}	推定端末圧力一定型 インバーター制御 並列交互運転方式 50Φ×32Φ×300L/min×26m (1.1KW×2)×3相200V コンクリート基礎：【撤去】900×900×300H	1台	(株)荏原製作所 32BNBME1.1AN 機器重量：96kg 外形寸法： 720×505×560H

樹表

記号	樹径	管底	蓋	樹形状	備考
	400Φ	400H	鑄鉄蓋	ため樹	撤去
	400Φ	490H	化粧蓋	インバート樹	インバート改修

凡例 (既存)

	既存配管のままを示す
	既設配管の撤去箇所を示す
	残置配管を示す
	既設配管の切断箇所を示す

